

平成23年（ワ）第886号浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水 外33名

被告 中部電力株式会社

原告 準備書面 44

令和2年9月28日

静岡地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

弁護士 南 條 潤

外

第1 はじめに（本件原子力発電所におけるクリフエッジの特定について）

1 これまでの求釈明・回答の経過

(1) 平成26年7月23日付原告準備書面23における求釈明

原告は上記書面5頁目において、被告に対し、本件原子力発電所各号機について「①地震動、②津波、③炉心の燃料についての全交流電源喪失及び最終ヒートシンク喪失に係る日数について、各クリフエッジを明らかにされたい。」として、回答を求めた。

(2) 平成26年11月20日付被告準備書面(13)における回答

これに対し、被告は上記書面40頁目において、以下のとおり回答した。

「(しかしながら,) ストレステストは、上記のとおり、起動準備の整った原子炉に対して実施するとされていたところ、被告は、平成26年5月6日に内閣総理大臣から本件原子力発電所の運転停止について要請がなされるとともに、経済産業大臣から今後実施するとしている津波に対する防護対策等が完了し、原子力安全・保安院(当時)の評価・確認を得るまでの間、同発電所の運転を停止するよう要請がなされたことを受け入れ、同4、5号機の運転を停止し、同3号機の運転再開を当面見送ることを決定し、上記津波に対する防護対策等の工事を進めていたため、同発電所について、大飯発電所3、4号機で実施されたようなストレステストを実施しておらず、原告らが回答を求める値を有していない。」

2 被告による原子炉設置変更許可申請書の提出

被告は、本件原子力発電所3・4号機につき、再稼働の前提となる新規制基準適合性審査をうけるため、4号機については平成26年(2014年)2月14日に、3号機については平成27年(2015年)6月16日に、それぞれ原子力規制委員会に原子炉設置変更許可申請書を提出している。(被告会社ウェブサイト上のプレスリリースより)

3 クリフエッジの特定が求められていること

しかし、以下に述べるとおり、経済産業省に設置されたワーキンググループによる提言において、電気事業者には、自主的安全性向上のための取り組みの1つとして「クリフエッジの特定」が求められていることなどに照らし、クリフエッジを明らかにすることに消極的な被告の訴訟対応は到底是認できない。

第2 クリフエッジの特定が求められていること

1 経済産業省の原子力小委員会内ワーキンググループによる提言

(1) 原子力の自主的・継続的な安全性向上に向けた提言（平成26年5月）

「東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国は、規制水準さえ満たせば原発のリスクがないとする「安全神話」と決別し、産業界の自主的かつ継続的な安全性向上により、世界最高水準の安全性を不断に追求していくという新たな高みを目指すことが重要である。」という問題意識の下、経済産業省総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会の下に「原子力の自主的安全性向上に関するワーキンググループ」が設置された。

同委員会では、12回にわたる議論の結果、平成26年5月30日、「原子力の自主的・継続的な安全性向上に向けた提言」が示されている。

同提言では、「東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を出発点に実践が求められる取組」の1つとして、「我が国特有の立地条件に伴う地震・津波等の外的事象に着目したプラント毎の事故シーケンス及びクリフエッジの特定と、既存のシステムでは想定されない事態への備え及び回復を含むレジリエンスの向上」が挙げられている。（甲A第2号証）

(2) 原子力の自主的・継続的な安全性向上の取組の改善に向けた提言

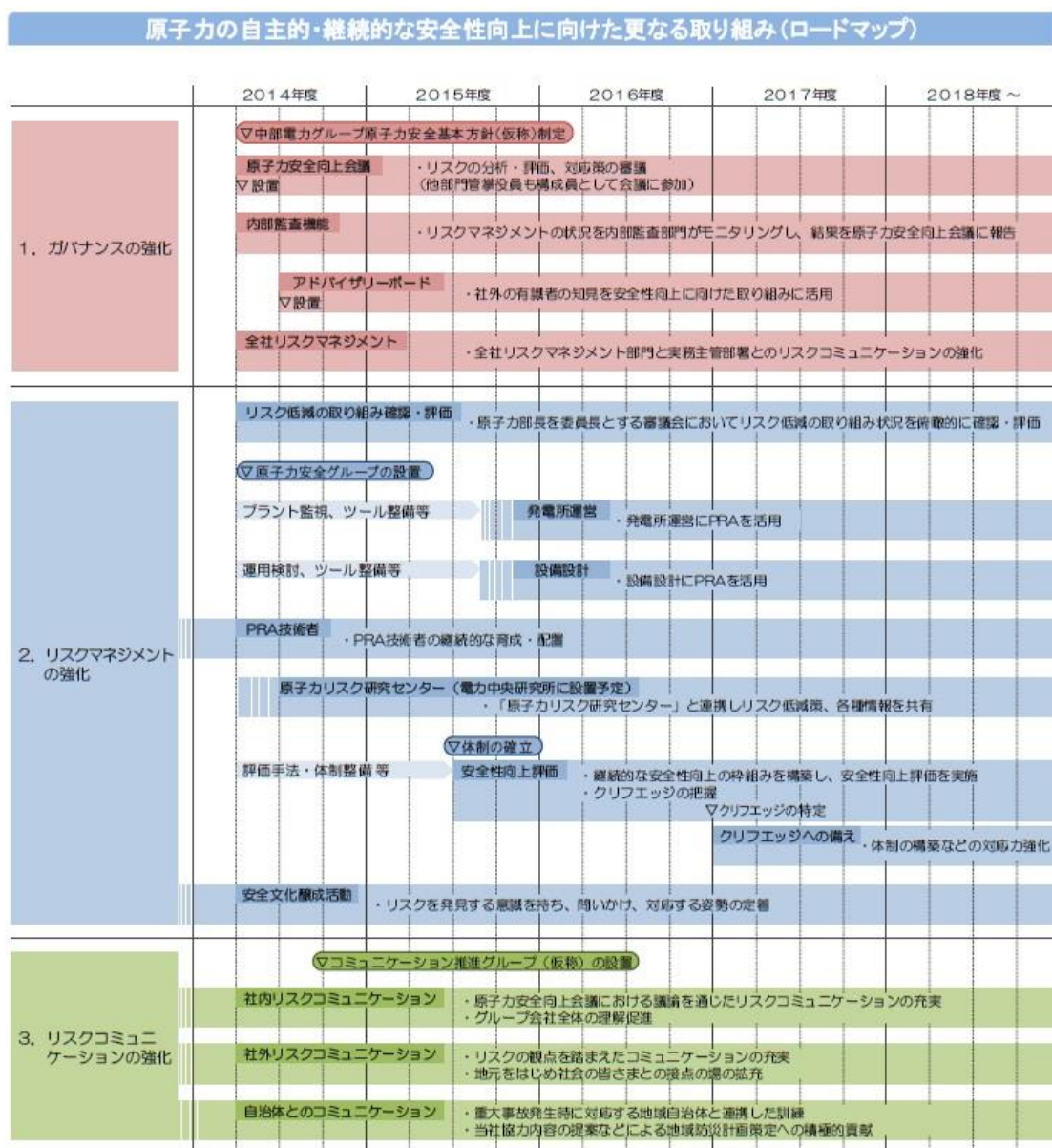
上記提言（平成26年5月）を踏まえ、各事業者や産業団体より、ロードマップの骨格に基づく個社としての自主的安全性向上の取組やそのロードマップが発表された。

上記提言（平成26年5月）でも示されているとおり、各主体で行われてい

る自主的安全性向上の取組等については、適宜のタイミングでローリング（取組の実施と見直しのサイクル）を実施する必要があることから、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会の下に「自主的安全性向上・技術・人材ワーキンググループ」が設置された。

同委員会では、電気事業者、メーカー、産業界団体等を招聘する等し、取組状況の聴取や活発な議題が行われ、平成27年5月27日、「原子力の自主的安全性向上の取組の改善に向けた提言」が取りまとめられた。（甲A第2号証）

2 上記提言（平成26年5月）を受け、被告が発表したロードマップ



上記提言（平成26年5月）を受け、被告が発表したロードマップが上図である。¹

この時点では、「2. リスクマネジメントの強化」のうち「安全性向上評価」においてクリフエッジの把握・特定が挙げられており、「クリフエッジの特定」については2016年度末と記されている。

また、平成30年（2018年）3月6日には、被告より『「原子力安全向上に向けた更なる取り組み」（ロードマップ）」が発表されているところ²、その中では「2. リスクマネジメントの強化」においてクリフエッジの把握・特定自体が記載されておらず、予定時期の変更についても示されていない。

3 小括（再度の求釈明）

上記各提言や現在までの経過に照らすと、本件訴訟の係属にかかわらず、被告において本件原子力発電所各号機のクリフエッジを把握・特定すべきことは当然かつ明らかである。

そのため、本件訴訟手続において、改めて、この点につき特定されたクリフエッジについて回答を求める。

これに対し、「原子力規制委員会からはストレステストを実施すべきとの指摘はなされていない。」などといった理由で回答拒絶することは、到底許容されるものではない。

第3 クリフエッジ特定の目的

1 他原子力発電所での指摘事項

- (1) 我が国では、福島第一原子力発電所の後、原子力安全・保安院（当時）において、原子力発電所再稼働の前提としてストレステスト評価の提出を求めている

¹ 2014年6月14日プレスリリース「原子力の自主的・継続的な安全性向上に向けた更なる取り組みについて」

https://www.chuden.co.jp/publicity/press/3240352_19386.html

² https://www.chuden.co.jp/corporate/governance/nuc_safety/

た。

(ただし、その後、第二次評価を取りやめる方針となった)。

これを受けて、全国で計30基の原子力発電所について、ストレステスト第一次評価が提出されている。

- (2) そのうち、高浜発電所3号機の安全性向上評価(第1回)届出書における評価・改善について議論された「第6回実用発電用原子炉の安全性向上評価の継続的な改善に係る会合」(2018年3月14日開催)において、原子力規制委員会側(山田原子力規制部長)より、以下の指摘がなされている。³

「あくまでもストレステストというのは、やっぱり脆弱点を探すためのものであって、それと、脆弱点をどういうふうにロバストというか、そういう状況に変えていきますかというのを評価していただくためのものであって、クリフエッジまでの距離がどれだけ増えました、減りましたというのは、あまり意味がない話なので。」

「くれぐれもクリフエッジを伸ばすのではなくて、クリフエッジ効果を緩和するという評価にしていただければと思うので。」

- (3) このように、津波等の外的事象によって安全系の多くが機能喪失するクリフエッジについては、クリフエッジが到来した場合のプラントの挙動や対応を検討すべきものであり、「クリフエッジを伸ばす」ことを偏重した対策は適切でない。

2 被告の安全対策における姿勢

被告は、福島第一原子力発電所事故以降、クリフエッジの特定を経ることのないまま安全対策工事を進め、津波について当初の想定を上回る想定が示されると防潮堤を嵩上げするなどしてきた。

嵩上げ工事に対する疑問点については、平成31年2月27日付原告準備書面40においても指摘したとおりである。

³ https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/anzenpower_plants/00000007.html

被告は、上記防潮堤工事の経過に特に顕著であるが、クリフエッジの特定をしないままに、いわばクリフエッジを伸ばす方向での対策工事に執心している。

また本訴訟において、原告らから万一炉心溶融が起きた後の危険性を指摘しこれを質しても、被告は、シビアアクシデント対策により機能喪失することはなく、原告らの主張する自体は起きないという説明に終始している（平成27年11月19日付被告準備書面(19)など）。

3 小括

以上述べたとおり、被告は、一方で原子炉設置変更許可申請や工事を着々と進めながらも、原子炉の脆弱点検討の前提となるクリフエッジを特定せず明らかにしない。

このような姿勢は、福島第一原子力発電所を踏まえた上記各提言と真摯に向き合っているとは到底いえず、電気事業としてあまりにも無責任である。

以 上